

八代市競争入札参加資格審査申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市が発注する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法及び受付時期)

第2条 競争入札の参加資格（以下「参加資格」という。）の申請の方法及び受付時期については、八代市競争入札参加資格審査申請の手引によるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第3条 市長は第2条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる競争入札の区分に応じ、当該各号に定める委員会の審査を経て、競争入札参加資格を有すると認められた者を有資格者名簿に登録するものとする。

(1) 建設工事及び測量、設計等の業務委託に係る競争入札 八代市工事入札参加者資格審査委員会

(2) 物品及び役務に係る競争入札 八代市物件供給等入札参加者資格審査委員会

2 市長は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を競争入札に参加させないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 申請書又はその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

(3) 営業に関し、許可又は認可（以下「許可等」という。）を必要とする場合において、当該許可等を得ていない者

(4) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者

(参加資格の取消)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の競争入札参加資格を取り消すことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）167条の4第1項又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 営業に関し許可等を必要とする場合において、当該許可等を取り消された者

(変更等の届出)

第5条 参加資格を得た者は、申請事項に変更があったときは、直ちに、変更届出書に変更事項を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、総務部長専決の日から施行する。(平成18年11月27日)

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。